

平成 26 年度の年度評価の視点（案）

第 1 期中期計画の最終年度に当たる平成 26 年度の年度計画は「良質な医療の提供で地域に貢献する病院機構」をテーマに、充実された人的資源及び、強化・拡充された医療機能などを最大限に発揮・活用しながら、医療の分野における公的使命を積極的に果たし続けるとともに、第 1 期中期計画の達成に向け必要な事項を基本に策定された。

この年度計画に基づき、地方独立行政法人長野県立病院機構が実施した業務の実績に関する評価は、年度評価実施要領及び年度評価基準によるほか、次の視点で行うものとする。

1 平成 26 年度の年度計画の実施状況に対する評価の視点

年度計画に沿った病院運営が確実に行われ、県民に提供するサービス及び業務の質の向上や、業務運営の改善及び効率化が図られているかどうか検証し、その成果や取組の状況について評価を行う。

2 平成 25 年度評価の「今後に向けた課題」への取組に対する評価の視点

平成 25 年度評価で指摘した課題を克服するため、具体的な取組が行われ、確実に改善されているか、あるいは改善の見込みがあるかどうか検証し、課題への対応状況について評価を行う。

3 中期目標の期間（H22～H26 年度）の進捗状況に対する評価の視点

平成 26 年度における取組が、中期計画の着実な達成のために十分なレベルに達しているかどうか検証する。

年度評価実施要領

平成22年10月26日

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項の規定による地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「機構」という。）に係る各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）は、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的として、この要領の定めるところにより実施する。

1 年度評価の基本

年度評価は次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 年度評価は、各事業年度における機構の業務の実績に基づき中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を踏まえ、当該業務の実績の全体について総合的な評価を行うこと。
- (2) 中期計画の実施状況を的確に把握するため、機構理事等からの意見聴取を行うこと。
- (3) 機構の質的向上を促す観点から、戦略性が高く意欲的な目標及び計画については、達成状況の他に取組の過程や内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価を行うこと。

2 実施方法

(1) 業務の実績報告

地方独立行政法人長野県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成 22 年長野県規則第 12 号）第 6 条に規定する報告書は、業務実績報告書（別紙様式）によるものとする。

なお、当該報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 機構の概要

イ 業務の実績

(ア) 全般的実績

機構全体及び病院、介護老人保健施設ごとに、総括、業務実績の概要及び特記事項等を記載すること。

(イ) 項目別実績

中期計画の項目別に実績を記載し、自己評価を行うものにあつては以下の区分及びその説明を記載すること。

A	年度計画に対し十分に取り組み、成果も得られている。
B	年度計画に対し十分に取り組んでいる。
C	年度計画に対する取組は十分ではない。

(2) 年度評価の方法

ア 調査及び分析

中期計画の実施状況について、業務実績報告書等に基づき機構理事等からの意見聴取を行うことなどにより、調査及び分析を行う。

イ 評価

(ア) 総合評価

(イ)及び(ウ)並びに2の(1)のイの(ア)の総括等を踏まえ、中期計画の実施状況を評価する。

(イ) 大項目別の状況

調査及び分析の結果を踏まえ、中期計画の「第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」及び「第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項」について、中期計画の達成に向けた業務の実施状況を記述するとともに、特に評価できる点及び課題となる点を記述する。

(ウ) 病院、介護老人保健施設別の状況

病院、介護老人保健施設別にその特性に配慮しつつ、特に評価できる点、課題となる点等の重要事項について記述する。

(別紙様式 略)

年度評価の評価基準

平成 23 年 4 月 20 日
地方独立法人長野県立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法（平成 15 年法律 118 号）第 28 条の規定及び年度評価実施要領（平成 22 年 10 月 26 日地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会決定）に基づく地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「機構」という。）の各事業年度における業務の実績に関して行う評価の基準については以下のとおりとする。

1 総合評価

大項目別の状況、病院、介護老人保健施設別の状況、業務実績報告書の全般的実績の総括等を踏まえ、県民に提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善の観点から中期計画の達成の可能性について総合的に評価する。

2 大項目別の状況

中期計画の「第 1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」及び「第 2 業務運営の改善及び効率化に関する事項」について、中項目ごとの実施状況を記述し、その状況等を総合的に勘案して大項目別の中期計画の達成状況を評価する。

また、機構全体の業務の改善、充実を図る観点から、地方独立行政法人制度の利点を活かした機構の戦略的な取組や課題となる点について記述する。

3 病院、介護老人保健施設別の状況

病院、介護老人保健施設別に、地域での役割や提供する医療の内容等の施設の特性、施設運営に当たった自律性、機動性、透明性、効率性を考慮して、地方独立行政法人制度の利点を活かした病院の意欲的な取組や課題となる点について記述する。これにより、大項目別の中期計画の達成状況及び総合評価の参考とする。

地方独立行政法人長野県立病院機構 平成 25 年度評価結果の概要

参考 3

1 総合評価

医療推進課

- 地域の医療機関等との連携による医療の提供を積極的に行うとともに、信州木曾看護専門学校の開校に向けた準備、信州型総合医養成プログラムの認定など、人材育成に向けた取組を強化した。
- 職員提案による業務運営の改善、経費節減や経営分析についても病院全体で取組を継続した。職員一人ひとりが積極的に病院運営に参加することにより、職員の意識改革が着実に進んでいる。
- 医業収益は機構設立以降 4 年連続して過去最高額を更新した。一方、医業費用は人件費や新病棟完成による減価償却費が増加した。この結果、経常費用の伸びが経常収益の伸びを上回り、経常損益は約 1,400 万円の黒字となったものの、24 年度と比べ大幅に減少した。
- 須坂、阿南及び木曾の各病院は、地域の中核病院やへき地医療の拠点病院として、専門外来や在宅医療・巡回診療のほか、須坂病院の休止していた病棟の一部再開や阿南病院の新本館棟完成による救急医療体制強化など、地域の医療ニーズに応える取組を進めている。また、こころの医療センター駒ヶ根では医療従事者を確保し多職種連携により早期退院・早期社会復帰につなげたほか、こども病院では口唇口蓋裂センターを開設するなど県内医療機関と連携して医療水準の向上に貢献している。
- 平成 25 年度において、病院機構は地方独立行政法人としての役割、基盤を確立しつつあることが確認できた。
- 今後も地域で必要とされる医療ニーズに応じた医療サービスの充実を図り、業務改善の努力を続けることで、中期計画を確実に達成できるものと思われる。

2 特に評価できる取組

① 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

連携による医療の提供	各病院が持つ現状の医療体制を有効に活用しながら地域の医療機関等との連携を積極的に図り、患者に最も適した医療サービスを提供している。
県内医療水準向上のための人材育成に向けた取組	須坂病院の信州型総合医養成プログラムの認定、信州木曾看護専門学校の開校に向けた準備、地域医療機関への積極的なシミュレーション研修の実施など、人材育成に向けた取り組みを強化している。

② 業務運営の改善及び効率化に関する事項

職員の意識改革の推進	診療情報管理士連絡会議や収益力向上ワーキンググループなどの各プロジェクトチームの活動のほか、職員提案による業務改善を継続し、病院運営に参加することで職員の意識改革を進めている。
------------	--

③ 病院別

須坂病院	○休止していた病棟の一部再開 看護師不足のため休止していた病棟を、亜急性期患者受入のために一部再開し、地域のニーズに応える体制を整えた。
こころの医療センター駒ヶ根	○医療従事者の確保と多職種でのチーム医療 医師や臨床心理士をはじめとする医療従事者の確保により、一人の患者を多職種で支えるチーム医療体制を強化し、新たな患者の受入から地域生活への移行まで充実した医療を提供することにより、早期退院に結び付けている。

阿南病院	<p>○「地域医療総合支援センター」開設に向けた取組</p> <p>町村と連携し地域住民の健康管理・健診と検査後のフォローを行う「健康管理センター」、信州型総合医などの研修施設である「へき地医療研修センター」、地域病院と連携した相談窓口で早期診断・治療につなげる「認知症なんでも相談室」の3つの機能を持つ。過疎化・高齢化の進行が著しい下伊那南部地域の医療・保健・福祉を連携させ、地域住民に密着した医療体制の充実を図っている。</p>
木曽病院	<p>○常勤医師や医療技術者の確保による診療機能の充実</p> <p>循環器内科・小児科・消化器内科で医師を増員し診療体制を強化したほか、理学療法士・作業療法士を増員しリハビリ機能を強化した。人口減少と高齢化が進行する木曽地域で地域完結型の病院を目指し、医療体制の充実を図っている。</p>
こども病院	<p>○高度・専門医療機関としての役割発揮と連携の推進</p> <p>信大医学部附属病院・松本歯科大学病院と連携して開設した「口唇口蓋裂センター」やネットワーク構築を進めている胎児エコースクリーニング、信大附属病院に開設した成人先天性心疾患センターへの参画、周産期医療に関する他病院との連携など高度小児医療の中核病院、総合周産期母子医療センターとしての機能を大いに発揮し、他病院との医療連携の中心的役割を果たしている。</p>

3 今後に向けた課題（主なもの）

① 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- ・病院によっては退職した医師の補充ができず、医師不足による医療機能の低下や経営への影響が懸念される。引き続き医師確保に向けた地道な取組を強化していただきたい。
- ・信州木曽看護専門学校に当たり、実習教育に力を入れるとともに、教育力向上のため教員の研修環境整備や、学生の宿舍の整備に取り組んでいただきたい。
- ・国の病床機能報告制度がスタートすることから、各病院の今後の方向性を十分に確認・検討し、地域で必要とされる医療サービスの提供に努めていただきたい。

② 財務内容の改善に関する事項

- ・国の医療制度改革により、病院経営を取り巻く環境が大きく変わろうとする中で経営分析に基づいた確実な病院経営が求められる。25年度の決算状況は多くの病院で、年度計画との乖離が大きく、改善の余地がある。中期計画を確実に達成するためには、病院経営の計画性、安定性が重要であり、各病院においては病院長のリーダーシップの下、PDCAサイクルによる業務運営を強化し、黒字経営の維持拡大に向け、職員一丸となって取り組んでいただきたい。

③ 病院別

【須坂病院】

- ・医師確保の取組を継続し診療機能を強化させるとともに、信州型総合医養成プログラムを周知し、研修医を確保して人材育成に努めていただきたい。

【こころの医療センター駒ヶ根】

- ・精神保健指定医等の確保や看護師の積極的な採用と資格取得に努め、精神科救急及び専門医療体制、地域移行後の支援体制を一層充実させていただきたい。

【阿南病院】

- ・健康管理センターの機能を充実させ、健診事業の受託やドック利用者の増加に取り組み、受診後は的確なフォローを行い、町村と連携しながら地域住民の健康管理に努めていただきたい。

【木曽病院】

- ・新たに導入される「地域がん診療病院」の指定に向けた準備を進め、木曽地域におけるがん診療体制を一層強化するとともに、引き続き医師の確保に努めていただきたい。

【こども病院】

- ・在宅への移行が推進される中で、引き続き小児在宅医療拠点事業を実施し、在宅患者への支援を強化する取組を進めていただきたい。